

# 「最近の法令の背景を読み解く」

浜松市・インドネシア投資調整庁経済交流事業

2018年9月4日

KIIC工業団地 GRAHA 3階会議室

浜松市アセアンビジネスサポートデスク  
フェアコンサルティング・インドネシア  
代表 佐藤 篤

1. 徴税強化による税収確保
  - 1) 税務コンプライアンスの重要性増大
  - 2) 移転価格文書化
2. 大規模投資誘致による経済活性化
  - 1) パイオニア企業への優遇策
  - 2) 投資実行の確実性確保
3. 行政手続き簡素化による投資誘致
  - 1) 投資手続き簡素化
  - 2) OSSシステム導入
  - 2) 通関時検査撤廃
4. 中小企業保護政策
  - 1) 新投資ライセンス規制
  - 2) 中小企業への外形標準課税
5. インドネシア人育成強化(技術移転)
6. 国際収支、財政収支改善

# 1-1-1. 徴税強化 — 税務コンプライアンスの重要性増大 BKPMの認可、税務署の関税差し止め

## 《ライセンス付与における納税者状況確認についての投資調整庁長官規程》

= 2017年6月8日発効 No.7 Year2017

1. 投資調整庁はライセンス及び非ライセンスなどの公共サービスを提供す時に、申請者の納税状況について確認する
3. 税務署より発行される納税者状況記述書(Taxpayer Status Description)により
  - ⇒ 有効な納税番号を取得しているか
  - ⇒ 過去2年間納税が完了しているかがチェックされる。
4. ライセンスの承認は納税者状況記述書を確認後に発行される

## 《 税務総局長の関税差し止め手続きについての税務総局長規程》

= 2017年11月27日発効

1. 納税者が年次確定申告書(SPTPP)、定期付加価値税申告書(SPMPPN)を提出していない場合、税務総局長は関税局長宛て差し止めを請求できる
2. 3ヶ月以内に申告されれば差し止めは行われない

★ 税務コンプライアンスを充たしていないと、基本投資許可変更申請、輸入ライセンス申請、TDP変更申請、関税手続き等が出来なくなった

# 1-1-2. 徴税強化 — 税務コンプライアンスの重要性増大 年次申告の不完全性

## 1. 移転価格文書

### 1) SUMMARY REPORT

移転価格文書化の進捗状況についての「SUMMARY REPORT」を、提出しないと法人税年次申告が不完全と見做される

《 移転価格文書化についての財務大臣規程》 No.213/PMK03/2016

### 2) 国別報告書に関する通知書

年次申告時に「国別報告書に関する通知書(NOTIFICATION)」が提出されないと、法人税年次申告が不完全と見做される

「国別報告書文書化手続きに関する財務大臣規程 No.PER-29/PJ/201」

## 2. 過少資本税制

### 「過少資本税制に関するフォーマット」

年次申告時に「過少資本税制に関するフォーマット」が提出されていないと、法人税年次申告書が不完全と見做される

# 1-1-3. 徴税強化 — 税務コンプライアンスの重要性増大 優良納税者への優遇措置

## 《 過払い税金に対する仮還付についての財務大臣規程 》

= 2018年4月12日発効 No.39/PMK.03/2018

### 1. 「特定条件を満たした納税者(Taxpayer with Certain Criteria)」

- ① 月次納税申告書を遅延なく提出している
- ② 納税に対する遅延金がない
- ③ 過去3年間公認会計士の監査で意見が付されていない
- ④ 過去5年間税務違反を科せられたことがない

⇒ 法人税については3ヶ月以内に、付加価値税(VAT)の場合は1ヶ月以内に返金

### 2. 「優良納税者 =Low Risk Taxable Enterprise」

認定ビジネス運営者(Authorized Economic Operator)で、過去12か月間納税申告に遅延がなく、過去5年間に税務犯罪の初期調査を受けたことがない、税務違反歴がないことがない製造業者、輸出業者など

⇒ 個人所得税については15営業日以内に、法人税については1ヶ月以内に、付加価値税(VAT)の場合は1ヶ月以内に返金

# 1-2. 徴税強化 — 移転価格文書化 金融口座情報開示

## 《 税務目的の金融情報の開示についての政令 》

= 2017年5月8日発効 No.1.Year2017

- 1) 金融機関は口座保有者名、口座番号、金融機関名、口座残高、入金明細の情報を自動的情報交換制度 (AEOI) にとづき提供
- 2) 金融機関は、報告義務対象者が情報開示を拒否した場合は、**新規の口座開設、新規の取引を行ってはならない。**

## 《 税務目的の金融情報アクセスにつての財務大臣規程改定 》

= 2017年6月13日発効 No.73/PMK.03/2017

- 1) 銀行 = 10億ルピア以上の残高の個人口座、法人口座(金額制限なし)、
- 2) 保険 = 保険金額10億ルピア以上、
- 3) 資本市場 = 個人、法人口座(金額制限なし)

## 《 事業の実質所有者報告義務についての大統領令 》

= 2018年3月5日発効 No.13Year2018

マレーロンダリング、テロ資金供与防止のため

事業の実質所有者(受益所有者=beneficially Owner)の報告義務化

⇒ **名義借りの開示につながる可能性**

# 2-1. 大規模投資誘致による経済活性化

## ー パイオニア企業への優遇策

### 《 パイオニア企業に対する法人税減免についての財務大臣規程 》

= 2018年4月4日発効 No. 35/PMK.010/2018

#### 1. 投資金額により一律100%の法人所得税免除

- ① 5000～1兆ルピア未満の投資に対し5年間
- ② 1～5兆ルピア未満の投資に対し7年間
- ③ 5～15兆ルピア未満の投資に対し10年間
- ④ 15～30兆ルピア未満の投資に対して15年間
- ⑤ 30兆ルピア以上の投資に対し20年間の法人所得税免除

#### 2. 追加2年間50%の所得税減免

(従来は投資規模により10～100%の法人所得税減免が5～20年間与えられていた)

#### 3. タックスホリデーが与えられる産業分野

従来の①基礎金属、②有機基礎化学、③通信機器部品、④工業機械部品、⑤エンジン部品、⑥ロボット部品、⑦船舶部品、⑧インフラ事業、に加え、  
新たに ⑨石油ガス上流部門事業(採掘、精製)、⑩石油化学、⑪輸送機器部品(シリンダー等)、⑫医薬品原材料、⑬半導体、コンピュータ部品、⑭医療機器部品、⑮航空機部品、⑯鉄道部品、⑰発電機部品、 が追加された。

# 2-2. 大規模投資誘致による経済活性化

## — 投資実現化の確保

### 《 直接投資管理についての投資調整庁長官規程 》

= 2018年1月2日発効 No.14 Year2017

#### 1. 「モニタリング」

チェックリスト方式による必要ライセンス充足についての宣誓書、投資実現化報告書(LKPM)、毎年7月10日、1月10日提出される駐在員事務所活動報告書、建設、石油・ガス、貿易販売駐在員事務所報告書、特殊ビジネスライセンス等についてチェック  
⇒ 従来は商業生産開始日、営業開始日までの期間のみ実施

#### 2. 「進捗管理」、「監督」

ワークショップ実施、情報提供、投資実現障害事項除去サポートなどの活動  
投資家義務の履行状況チェックの監査  
、BKPMより要求された事項の履行状況のチェックを行う

#### 3. 「投資実現化報告書」

3回提出しなかった場合、規定に従わなかった場合は警告書が発行され、30日以内に改善、是正されなかった場合はライセンスや優遇措置がはく奪される

# 3-1. 行政手続き簡素化による投資誘致

## — 単一オンラインシステム(OSS)の導入

### 《 オンライン統合許認可システム(OSS)についての政令 》

= 2018年6月21日発効 No.24Year2018

#### 1. OSSシステムによる事業許認可の種類

- ①登録、②事業許可、商業・営業許可の発行、③コミットメント、④費用の支払い、  
⑤ファシリテーション、⑥有効期限、⑦監督

#### 2. 統合確認番号(Single Identity Number= Nomor Induk Kependudukan = NIK)

⇒ OSSシステムへアクセスするために必要

#### 3. NIK取得後に統合事業番号(Single Businee Numbe= Nomor InduBerusaha= NIB)

⇒ 商業省登録(TDP)、輸入ライセンス(API)、通関アクセス権の申請、変更時にNIB取得が条件となる。

NIBはTDPとしても有効である。

# 3-2. 行政手続き簡素化による投資誘致

## — 通関時の検査撤廃

### 1. 対象品目

#### 20分野、約2600品目

鉄鋼、合金、潤滑油、セメント、プラスチック原料、林業製品、板ガラス、セラミック、コピー機、冷蔵システム製品、計測器、手動工具、タイヤ、サッカリン、動物製品、栽培植物、トウモロコシ、ダイヤモンド、真珠、中古資本財、特定品目

### 2. 自主検査宣誓書 (Examination of Self-Declaration)の提出

輸入届出書番号取得後48時間以内にオンラインで関税局長宛て提出

### 3. 事後検査と事後監査

消費者保護・貿易法務順守局長が定期的、アドホックに実施  
疑義がある場合には現場監査が行われる

### 4. 罰則

違反の場合、輸入許可がはく奪され、はく奪後2年間再申請出来ない  
ブラックリストに掲載される

# 4-1. 中小企業保護政策

## 一 新投資ライセンス規制

### 1. 種類

- 1) 新規ビジネスライセンス
- 2) 拡張ビジネスライセンス(製造業)
- 3) 変更ビジネスライセンス

### 2. 有効期間

- 1) 「大企業」の条件(純資産100億ルピア以上または年商500億ルピア以上)を満している場合  
⇒ 事業活動を続けている限り有効
- 2) 「大企業」の条件を満たしていない場合  
⇒ 1年間のみ有効  
⇒ 1年後、条件を満たさない場合、1年延長可 (有効期限の30日以上前に申請)  
⇒ 2年後、条件を満たしていない場合、ライセンスはく奪  
(個別業種別規制) 建設業 ⇒ 純資産500億ルピア以上  
フォアワーディング業 ⇒ 最低投資額400万米ドル

### 3. 新規追加事業

- 1) 新規追加事業(違うKBLIコードの事業)を行う場合、新規にビジネスライセンスを取得する必要あり
- 2) 新規事業は100億ルピア以上でなければならない

## 4-2. 中小企業保護政策 — 最低投資額規制

### 1. 外資企業の最低投資額

投資許認可の指針と手順に関する投資調整庁長官規程(2015年第14号第13条)

- 1) 土地建物を除く投資額の合計は100億ルピア以上
- 2) 払込資本金は25億ルピア以上
- 3) 各株主の出資金額は、1,000万ルピア以上

《 不動産開発、不動産管理事業に対する特例 》

統合的住宅、ビル開発を行う場合

⇒ 最低投資額に「土地・建物」を含む

### 2. 運用状況

- 1) 当初の運用  
最低投資額実績の許可後チェックなし
- 2) 現状の運用
  - (1) 投資計画内容について細かいチェックあり
  - (2) 営業ライセンス(IUT)承認条件として、投資実績エビデンスの提出

# 4-3. 中小企業保護政策

## — 中小企業への外形標準課税

### 《 特定売上範囲内の納税者に対する所得税についての法律 》

= 2018年7月1日発効 No.23Year2018

1. 2013年6月に導入された外形標準課税規程(No.46Year2013)  
⇒ 税率が1%から0.5%へ引き下げられた
2. 対象  
個人、有限会社(CV)、フィルマ、パートナーシップ、有限責任会社(PT)で  
年間売り上げが48億ルピア未満の会社
3. 外形標準課税が利用できる期間
  - 1) 個人は7年まで、
  - 2) 協同組合、有限会社、フィルマ、パートナーシップは4年まで
  - 3) 有限責任会社は3年まで

# 5. インドネシア人育成強化

## ー インドネシア人への技術移転強化

### 《 外国人労働者の雇用についての人材大臣規程 》

= 2018年7月11日発効 No.10Year2018

#### 1. 雇用できる外国人は、

- ① 十分な教育を受けており、**専門技術の証明書を所持**
- ② 特定分野での**勤務期間が5年以上の者**
- ③ インドネシア人へ**技術移転出来る者**
- ④ 納税番号を取得している者(6ヶ月以上勤務の場合)
- ⑤ 暫定滞在許可(Limited-Stay Residency Permits = Itas)を保有している者

#### 2. 経営者は外国人を雇用する場合の条件

- ① 技術移転を受けるインドネシア人を指名
- ② 技術移転を受けるインドネシア人の教育プログラムを策定
- ③ 外国人にインドネシア語の教育を施さなければならない

# 6. 国家財政、国際収支健全化

## 1. 慢性化する国家財政収支の赤字

	2018年	2019年
実質GDP成長率(%)	5.4	5.3
財政赤字対GDP比(%)	2.19	1.84

( 対応策 )

1. 経済成長促進
2. 徴税強化

## 2. 貿易赤字の拡大

《 インドネシアの国際収支推移 》		データ：中央銀行			単位100万米ドル	
	2013	2014	2015	2016	2017	
貿易収支	5,833	6,983	14,049	15,318	18,892	
サービス収支	▲ 12,072	▲ 10,010	▲ 8,679	▲ 7,084	▲ 7,864	
所得収支	▲ 27,055	▲ 29,708	▲ 28,379	▲ 29,647	▲ 32,838	
移転収支	4,178	5,220	5,508	4,460	4,517	
経常収支	▲ 29,115	▲ 27,516	▲ 17,519	▲ 16,952	▲ 17,293	
対GDP比(%)	3.2%	3.1%	2.0%	1.8%	1.7%	

2018年1~7月  
( 対応策 )

貿易赤字

30.9億米ドル

1. PPH22(現行2.5-7.5%)の引き上げ
2. 国産化率の対象拡大
3. インフラ事業見直し

# 講演者の紹介

佐藤 篤 (さとう あつし)



フェアコンサルティング・インドネシア代表

元東京銀行勤務(現三菱UFJ銀行)、銀行在任中にインドネシア石油開発会社出向、マレーシア、インド支店長歴任、東証一部上場自動車部品会社勤務在任中に内部統制統括、業務監査室長、インド現法立ち上げ、タイ勤務、インドネシア地場コンサルタント会社勤務  
アジア勤務通算22年の経験を活かし、会計、税務、投資、人事のコンサルティングサービスを提供している

(執筆活動)

じゃかるた新聞

三菱UFJ銀行

みずほ銀行

三井住友銀行

みなと銀行

「これで納得・税務相談」

BIZBUDDY

華南・アジア・ビジネスレポート

SMBC Global Information

アジア・ビジネス・コンパス

# PT FAIR CONSULTING INDONESIAのご案内

\*\*\*\*\*

## PT FAIR CONSULTING INDONESIAのサービス案内

- 1 会計事務サービス ( 月次、年次決算 )
- 2 税務事務サービス ( 月次納税、年次納税、還付請求 )
- 3 税務トラブル解決支援 ( 税務調査対応、税務裁判、移転価格文書化 )
- 4 関税事務サービス ( 関税納税・還付、関税トラブル解決、保税工場申請等 )
- 5 会社設立手続き、VISA 申請代行サービス
- 6 企業再編に係わるサービス ( M&A, 財務、税務デューデリジェンス、撤退 )
- 7 内部統制業務支援 ( J-SOX , 内部監査等)
- 8 知的財産業務支援サービス ( 商標、著作権、工業デザイン登録等)

◆ 日本語対応窓口 : 佐藤 篤 HP : 0811-977-2051  
加藤 寛 HP: 0813-8250-3094  
クマール HP : 0812-1917-7383  
ルクマン HP : 0811-153-5447

16<sup>th</sup> Floor MidPlaza1 Jl. Jend Sudirman KAV 10-11 Jakarta 10220  
TEL : 570-6215 FAX : 570-6217

\*\*\*\*\*

# フェアコンサルティンググループの各拠点と窓口担当者

フェアコンサルティング 東京  
山田治 コンサルタント

フェアコンサルティング 大阪  
平谷英一 コンサルタント

フェアコンサルティング 上海  
粟村英資 会計士

フェアコンサルティング 蘇州  
粟村英資 会計士

フェアコンサルティング 台湾  
伊藤潤哉 会計士

フェアコンサルティング 香港  
山口和貴 会計士

フェアコンサルティング シンガポール  
涌井正晴 会計士

フェアコンサルティング ジャカルタ  
佐藤篤 コンサルタント・加藤 寛 会計士

フェアコンサルティング グルガオン  
岩瀬雄一 会計士

フェアコンサルティング チェンナイ  
岩瀬雄一 会計士

フェアコンサルティング ハノイ  
讃岐修治 会計士

フェアコンサルティング ホーチミン  
須田和通 会計士

フェアコンサルティング バンコク  
金井健一 会計士

フェアコンサルティング マレーシア  
佐藤篤 コンサルタント・青木貴宣 税理士

フェアコンサルティング マニラ  
淵上享 会計士

フェアコンサルティング メキシコ  
伊東秀治 会計士

フェアコンサルティング メルボルン  
讃岐修治 会計士

フェアコンサルティング ミュンヘン  
水野翼 会計士



直営である海外各拠点には、原則として日本人会計専門家とその国の会計専門家を配置しています。直営の利点を生かして拠点間で緊密に連携を取りながら、様々なクライアントニーズにお応えしています。